

令和7年度 第1回 ツキノワグマ出没対策連絡会次第

日時：令和7年7月15日（火）

午後2時00分から

場所：結とぴあ 302号室

1 開会

2 議題

(1) 福井県のクマの出没状況と対策について・・・・・・・・・・資料1

福井県エネルギー環境部自然環境課 主任 國永知裕 氏

福井県自然保護センター 企画主査 佐野紗樹 氏

(2) 市の出没状況・人身被害防止のための対策について・・・・・・・・資料2

(3) ツキノワグマ個体数調整捕獲計画について・・・・・・・・資料3, 4

3 その他

・改正鳥獣保護管理法に基づく緊急銃猟制度について・・・・・・・・資料5

4 閉会

ツキノワグマ出没対策連絡会出席者名簿

受付		所属名	職 名	氏 名	備 考
	1	福井県猟友会大野支部	支部長	豊谷 昭二	大野市クマ出没対策本部 関係機関
	2	福井県猟友会和泉支部	支部長	田中 利明	大野市クマ出没対策本部 関係機関
	3	大野市区長連合会	副会長	齋藤 雅彦	大野市クマ出没対策本部 関係機関
	4	大野警察署	刑事生活安全課 生活安全係長	栗原 和成	大野市クマ出没対策本部 関係機関
	5	福井県奥越農林総合事務所	林業・木材活用課長	五十嵐 清美	大野市クマ出没対策本部 関係機関
	6	福井県自然保護センター	企画主査	佐野 紗樹	大野市クマ出没対策本部 関係機関
	7	福井県エネルギー環境部自然環境課	主任	國永 知裕	大野市クマ出没対策本部 関係機関
	8	大野市	副市長	嶋田 敏文	大野市クマ出没対策本部 本部長
	9		地域経済部長	吉田 克弥	大野市クマ出没対策本部 副本部長
	10		行政経営部長	加藤 嘉一	大野市クマ出没対策本部 本部員
	11		健幸福祉部長 (代理:スポーツ推進課長)	加藤 智恵 (砂子 淳一)	大野市クマ出没対策本部 本部員
	12		くらし環境部長	常見 和正	大野市クマ出没対策本部 本部員
	13		地域づくり部長	澤田 誠司	大野市クマ出没対策本部 本部員
	14		教育委員会事務局長	山崎 勝彦	大野市クマ出没対策本部 本部員
	15		消防本部消防長	末永 公秀	大野市クマ出没対策本部 本部員
	16		地域づくり部防災防犯課長	中山 裕子	大野市クマ出没対策本部 本部員
	17		教育委員会教育総務課長	土蔵 郁代	大野市クマ出没対策本部 本部員
	18	事務局	農業林業振興課長	埴山 康一朗	大野市クマ出没対策本部 事務局
	19		農業林業振興課課長補佐	石本 浩二	大野市クマ出没対策本部 事務局
	20		農業林業振興課企画主査	谷口 英幸	大野市クマ出没対策本部 事務局
	21		農業林業振興課主事	石川 達哉	大野市クマ出没対策本部 事務局

福井県内のツキノワグマの出没状況(令和3年度～令和7年度)

1 クマの出没(目撃・痕跡・捕獲・人身被害)件数・許可捕獲頭数※

(令和7年7月14日)

※錯誤捕獲され、放獣したものを含む
(上段:出没件数 下段カッコ内:許可捕獲頭数)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年計	4～8月 累計	9～3月 累計
県全域	R3年度	20 (0)	67 (17)	88 (21)	63 (13)	27 (11)	33 (19)	41 (15)	35 (7)	20 (6)	2 (0)	3 (0)	4 (0)	403 (109)	265 (62)	138 (47)
	R4年度	11 (0)	61 (21)	95 (17)	33 (6)	20 (6)	25 (9)	39 (11)	21 (10)	0 (0)	1 (0)	3 (0)	5 (0)	314 (80)	220 (50)	94 (30)
	R5年度	11 (3)	50 (11)	85 (25)	56 (11)	30 (8)	62 (19)	197 (22)	211 (34)	51 (6)	8 (1)	3 (0)	2 (0)	766 (140)	232 (58)	534 (82)
	R6年度	27 (2)	116 (21)	267 (56)	93 (19)	51 (11)	84 (21)	157 (24)	61 (9)	32 (6)	3 (0)	4 (0)	2 (0)	897 (169)	554 (109)	343 (60)
	R7年度	29 (9)	77 (13)	114 (23)	62 (17)									282 (62)	282 (62)	
奥越	R3年度	6 (0)	11 (4)	36 (12)	14 (4)	3 (3)	6 (5)	2 (2)	6 (4)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	86 (35)	70 (23)	16 (12)
	R4年度	2 (0)	11 (2)	16 (9)	10 (3)	5 (1)	8 (4)	7 (4)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	63 (26)	44 (15)	19 (11)
	R5年度	2 (0)	10 (4)	26 (14)	15 (7)	6 (4)	28 (8)	84 (12)	74 (17)	10 (2)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	260 (68)	59 (29)	201 (39)
	R6年度	5 (1)	16 (6)	41 (23)	15 (7)	8 (4)	28 (9)	38 (6)	10 (1)	11 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	172 (60)	85 (41)	87 (19)
	R7年度	8 (7)	6 (2)	24 (8)	23 (11)									61 (28)	61 (28)	
福井・坂井	R3年度	2 (0)	9 (4)	26 (7)	18 (2)	9 (5)	11 (6)	13 (8)	4 (2)	10 (5)	0 (0)	2 (0)	3 (0)	107 (39)	64 (18)	43 (21)
	R4年度	1 (0)	14 (4)	25 (0)	6 (0)	6 (2)	4 (1)	11 (3)	3 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	3 (0)	76 (11)	52 (6)	24 (5)
	R5年度	4 (0)	18 (2)	29 (3)	21 (3)	13 (0)	15 (3)	39 (1)	41 (7)	8 (3)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	190 (22)	85 (8)	105 (14)
	R6年度	7 (0)	35 (6)	88 (8)	18 (2)	11 (0)	17 (4)	31 (1)	17 (3)	4 (1)	2 (0)	1 (0)	2 (0)	233 (25)	159 (16)	74 (9)
	R7年度	4 (0)	11 (3)	26 (4)	11 (2)									52 (9)	52 (9)	
丹南	R3年度	9 (0)	14 (2)	9 (0)	18 (3)	7 (2)	9 (6)	13 (4)	10 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	94 (17)	57 (7)	37 (10)
	R4年度	3 (0)	11 (9)	10 (3)	9 (2)	3 (1)	3 (3)	4 (1)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	47 (21)	36 (15)	11 (6)
	R5年度	2 (1)	6 (1)	9 (1)	9 (1)	5 (2)	12 (7)	47 (6)	78 (8)	27 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	199 (27)	31 (6)	168 (21)
	R6年度	7 (0)	38 (5)	71 (11)	35 (5)	15 (4)	18 (6)	51 (10)	11 (3)	7 (1)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	256 (45)	166 (25)	90 (20)
	R7年度	7 (0)	24 (2)	37 (6)	15 (2)									83 (10)	83 (10)	
嶺南	R3年度	3 (0)	33 (7)	17 (2)	13 (4)	8 (1)	7 (2)	13 (1)	15 (1)	7 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	116 (18)	74 (14)	42 (4)
	R4年度	5 (0)	25 (6)	44 (5)	8 (1)	6 (2)	10 (1)	17 (3)	13 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	128 (22)	88 (14)	40 (8)
	R5年度	3 (2)	16 (4)	21 (7)	11 (0)	6 (2)	7 (1)	27 (3)	18 (2)	6 (1)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	117 (23)	57 (15)	60 (8)
	R6年度	8 (1)	27 (4)	67 (14)	25 (5)	17 (3)	21 (2)	37 (7)	23 (2)	10 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	236 (39)	144 (27)	92 (12)
	R7年度	10 (2)	36 (6)	27 (5)	13 (2)									86 (15)	86 (15)	

2 捕獲頭数の放獣・捕殺・保護飼養頭数の内訳

	放獣頭数		捕殺頭数		保護飼養頭数		放獣 合計	捕殺 合計	合計
	嶺北	嶺南	嶺北	嶺南	嶺北	嶺南			
R1年度	57	0	146	47	0	0	57	193	250
R2年度	42	4	170	31	0	0	46	201	247
R3年度	0	1	91	17	0	0	1	108	109
R4年度	1	2	57	20	0	0	3	77	80
R5年度	14	2	103	21	0	0	16	124	140
R6年度	7	0	123	39	0	0	7	162	169
R7年度	2	0	45	15	0	0	2	60	62

3 人身被害の状況

	4月～8月	9月～3月	合計
R1年度	0件 (0人)	9件 (9人)	9件 (9人)
R2年度	2件 (2人)	10件 (10人)	12件 (12人)
R3年度	1件 (1人)	1件 (1人)	2件 (2人)
R4年度	0件 (0人)	0件 (0人)	0件 (0人)
R5年度	0件 (0人)	2件 (2人)	2件 (2人)
R6年度	0件 (0人)	0件 (0人)	0件 (0人)
R7年度	0件 (0人)	0件 (0人)	0件 (0人)

市町別クマの出没状況(令和7年度)

○クマの出没(目撃・痕跡・捕獲・人身被害)件数・許可捕獲頭数※

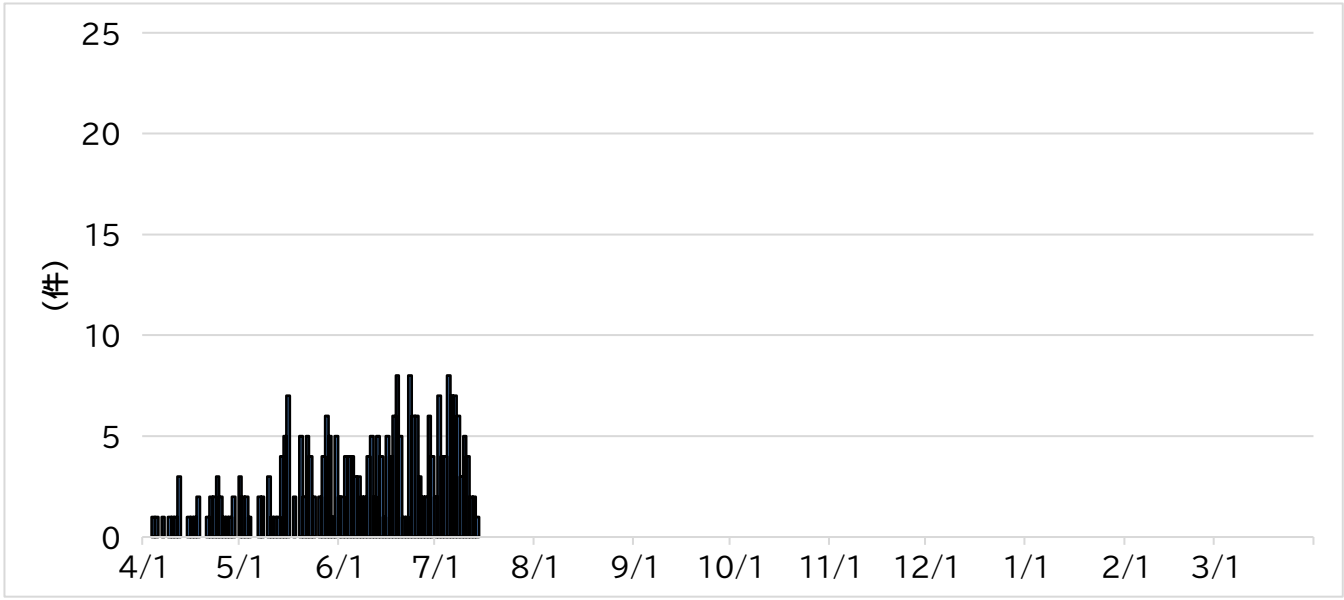
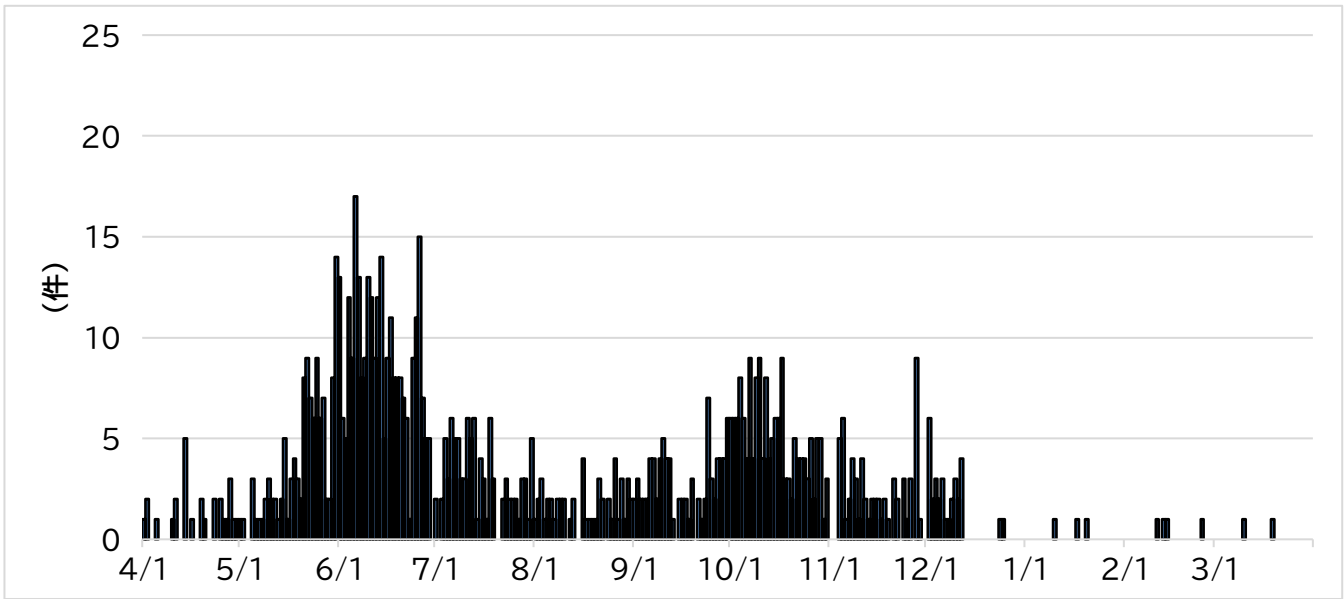
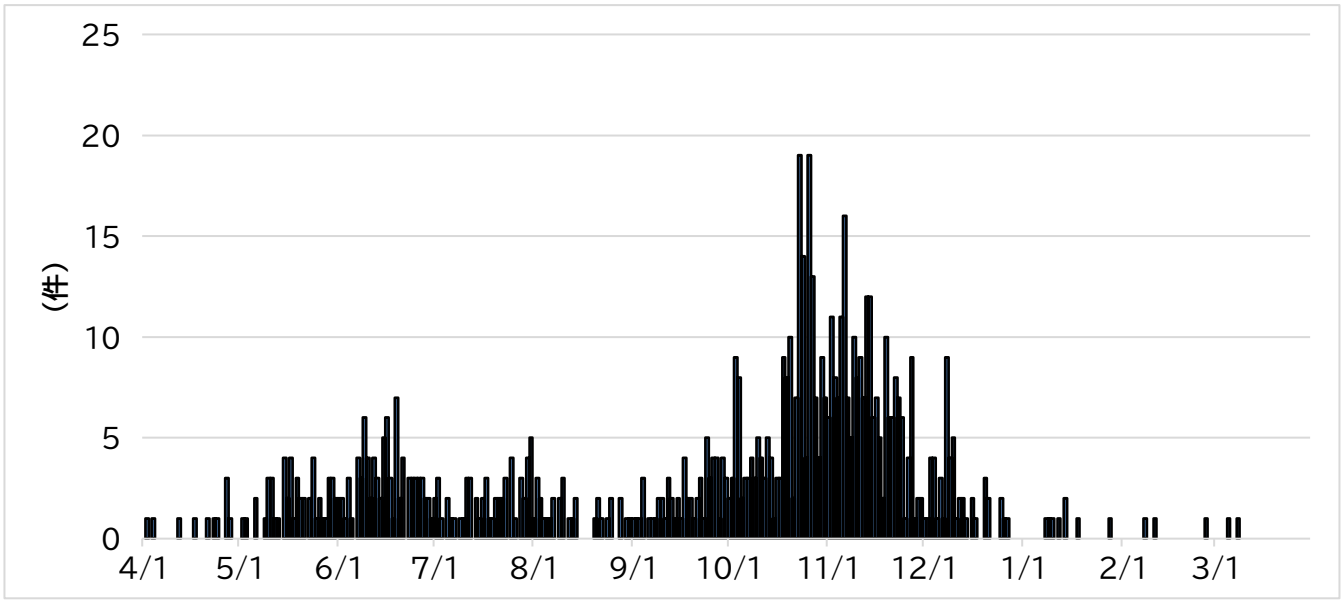
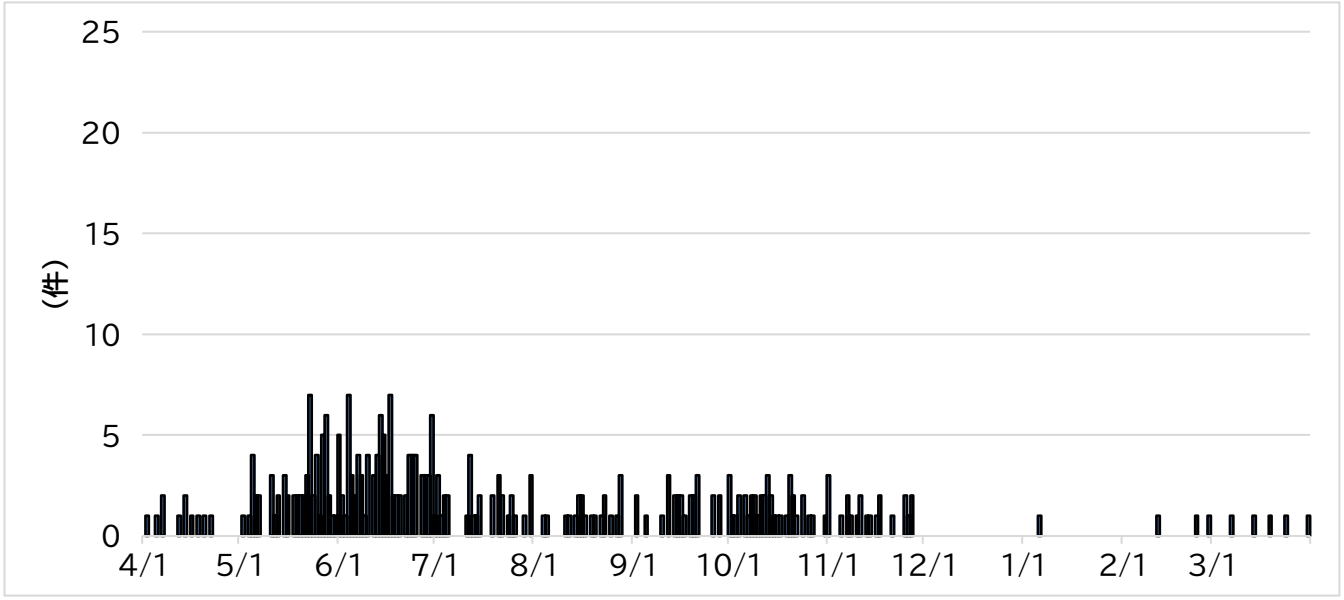
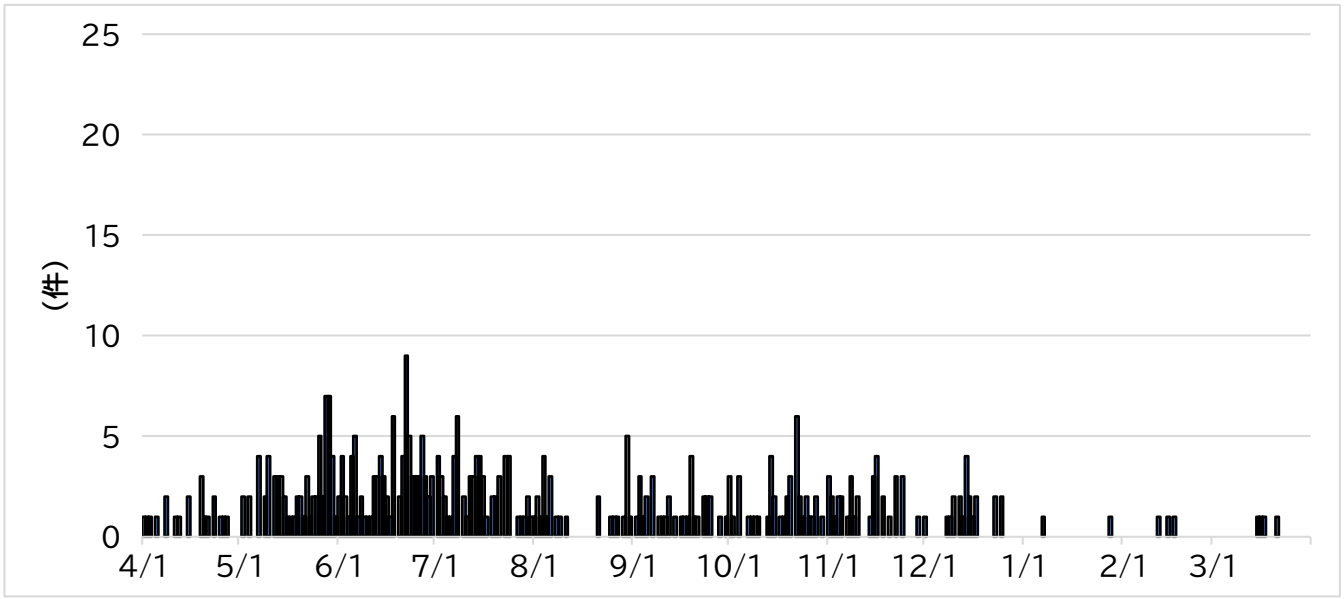
令和7年7月14日

※錯誤捕獲され、放獣したものを含む

()内は捕獲頭数 (件)

市町	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年計	4-8月累計	9-3月累計
福井市	0 (0)	4 (1)	9 (2)	5 (2)									18 (5)	18 (5)	
永平寺町	1 (0)	2 (1)	5 (2)	1 (0)									9 (3)	9 (3)	
あわら市	1 (0)	3 (1)	7 (0)	5 (0)									16 (1)	16 (1)	
坂井市	2 (0)	2 (0)	5 (0)	0 (0)									9 (0)	9 (0)	
大野市	7 (7)	4 (2)	12 (6)	13 (6)									36 (21)	36 (21)	
勝山市	1 (0)	2 (0)	12 (2)	10 (5)									25 (7)	25 (7)	
越前市	3 (0)	2 (2)	8 (2)	0 (0)									13 (4)	13 (4)	
鯖江市	2 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)									5 (0)	5 (0)	
池田町	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)									3 (0)	3 (0)	
南越前町	1 (0)	19 (0)	15 (4)	10 (1)									45 (5)	45 (5)	
越前町	1 (0)	3 (0)	10 (0)	3 (1)									17 (1)	17 (1)	
敦賀市	0 (0)	4 (2)	9 (5)	4 (2)									17 (9)	17 (9)	
美浜町	0 (0)	2 (0)	0 (0)	3 (0)									5 (0)	5 (0)	
若狭町	0 (0)	1 (0)	3 (0)	1 (0)									5 (0)	5 (0)	
小浜市	0 (0)	13 (1)	7 (0)	2 (0)									22 (1)	22 (1)	
高浜町	10 (2)	13 (3)	1 (0)	1 (0)									25 (5)	25 (5)	
おおい町	0 (0)	3 (0)	7 (0)	2 (0)									12 (0)	12 (0)	
合計	29 (9)	77 (13)	114 (23)	62 (17)									282 (62)	282 (62)	

過去5年間の福井県内の日別ツキノワグマ出没状況



クマの出没状況について（大野市）

令和7年7月10日

クマの出没件数及び捕獲頭数：平成16年度～令和7年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1～3月	合計	備考
R7	出没件数	0	4	12	13	0	0	0	0	0	0	29	
	放獣頭数	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	
	捕殺頭数	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	
	錯誤捕獲	0	2	5	3	0	0	0	0	0	0	10	
R6	出没件数	2	9	27	7	6	13	8	5	3	0	80	
	放獣頭数	1	0	3	0	0	1	0	0	0	0	5	
	捕殺頭数	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	4	
	錯誤捕獲	0	4	10	3	2	6	4	1	0	0	30	
R5	出没件数	0	4	15	10	5	10	27	27	4	4	106	
	放獣頭数	0	0	1	0	0	1	2	6	0	0	10	
	捕殺頭数	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	
	錯誤捕獲	0	2	10	6	3	4	9	3	0	0	37	
R4	出没件数	0	0	7	4	2	4	3	2	0	1	23	
	捕獲頭数	0	0	6	2	1	4	3	2	0	0	18	
R3	出没件数	3	3	10	7	3	4	2	3	0	0	35	
	捕獲頭数	0	1	3	4	3	4	2	2	0	0	19	
R2	出没件数	1	8	17	22	20	27	45	21	1	1	163	大量出没年 （本部設置）
	捕獲頭数	0	1	7	15	16	16	11	12	0	0	78	
R1 (H31)	出没件数	1	5	19	13	4	13	45	27	8	1	136	大量出没年 （本部設置）
	捕獲頭数	0	1	14	5	3	7	18	26	4	0	78	
H30	出没件数	0	0	13	17	0	0	0	0	0	0	30	
	捕獲頭数	0	0	4	5	0	0	0	0	0	0	9	
H29	出没件数	0	3	6	5	1	0	3	1	0	0	19	
	捕獲頭数	0	1	2	0	0	0	1	1	0	0	5	
H28	出没件数	1	2	3	6	3	5	0	0	0	0	20	
	捕獲頭数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
H27	出没件数	0	2	1	7	3	0	0	2	0	0	15	
	捕獲頭数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
H26	出没件数	0	1	6	9	10	43	51	18	2	2	142	大量出没年 （本部設置）
	捕獲頭数	0	0	0	1	2	15	17	1	0	2	38	
H25	出没件数	0	0	0	1	1	0	1	1	1	0	5	
	捕獲頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H24	出没件数	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	4	
	捕獲頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H23	出没件数	3	0	1	5	2	2	1	0	0	0	14	
	捕獲頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H22	出没件数	0	2	6	2	5	28	99	32	1	0	175	大量出没年 （本部設置）
	捕獲頭数	0	1	0	0	3	5	13	8	0	0	30	
H21	出没件数	5	2	2	0	0	0	1	0	0	0	10	
	捕獲頭数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
H20	出没件数	4	1	2	1	0	1	5	2	0	0	16	
	捕獲頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H18	出没件数						9	66	314	57	0	446	大量出没年 （本部設置）
	捕獲頭数						1	11	63	14	1	90	
H16	出没件数						3	49	151	31	1	235	大量出没年 （本部設置）
	捕獲頭数						0	10	29	3	0	42	

人身被害防止のための対策について

1 地域住民への注意喚起と対策の徹底について

○下記事項について、今後広報おおのに掲載する。チラシを小中学校に配布。

- ・登山やキノコ狩りなどで山に入るときは、必ず音の出る物を携帯する。
また、朝夕の入山や単独行動は避ける。
- ・カキやクリの木がある場合は、できるだけ早く収穫する。
- ・人家のまわりや田、畑に野菜や生ごみを放置しない。
- ・人気のない場所で車を降りる際は、周りの様子をみる。

○電気柵はクマの集落侵入防止のため、11月中旬まで設置するよう指導している。

2 クマ出没対応マニュアルに基づく対策について

(1) 出没情報の収集

地域住民や捕獲隊に目撃や痕跡を発見した場合は、市農業林業振興課へ連絡するよう依頼する。

(2) 地域住民や関係機関への出没情報の提供

区長や関係機関を通じて地域住民に出没情報を提供し、注意喚起する。必要に応じ、防災行政無線や広報車を用いて確実に出没情報を伝達し、注意喚起する。

※注意喚起に際し、出没位置図、出没時間等の情報を集約する「福井クマ情報（FBI）
<https://tsukinowaguma.pref.fukui.lg.jp/KUMA/Top.aspx>」への入力による情報提供。

(3) 捕獲の実施

集落内等への出没や繰り返し出没する場合など、人身危険性がある場合は、「ツキノワグマの捕獲に関する取扱い指針」に基づき、関係機関と協力し捕獲を実施する。

(4) 体制の確認

	関係機関	連絡窓口	担当
1	周辺地区	各区長	地域住民への周知
2	捕獲隊（猟友会）	各支部長	捕獲出動
3	大野警察署 刑事生活安全課	生活安全係	周辺パトロール
4	福井県自然環境課 奥越農林総合事務所		緊急措置
5	自然保護センター		放獣（麻酔銃）
6	教育総務課	学校教育 G	幼稚園、小中学校
7	こども支援課	子育て支援 G	保育園、児童館センター等
8	福祉課	社会福祉 G	福祉施設等
9	健康長寿課	長寿 G	介護施設等
10	建設整備課	整備保全 G	亀山周辺、入山規制
11	観光交流課	施設管理 G	観光施設（越前大野城等）
12	生涯学習・文化財保護課		文化施設（博物館等）
13	地域文化課	各公民館	住民からの問い合わせ対応
14	秘書広報室	秘書広報 G	HP による注意喚起
15	防災防犯課	防災防犯 G	防災無線による住民等への周知

クマに注意！ -おもわぬ事故をさけよう-



大野市の山にもクマが住んでいます。夏は自然観察、キャンプ、登山などで山に入る機会が多くなりますので注意しましょう。また、クマは、山の中を食べ物を探して動きまわるうちに人里へ入ることがあります。クマは、朝早くや夜暗くなってから動き回ることが多いので外出するときは注意してください。

- ◆山の中では、クマよけ鈴など、音の出るもので存在を知らせましょう。
- ◆クマの隠れ場所になりそうな、見通しの悪いところや沢など、狭いところでは注意しましょう。
- ◆山とつながっている林や、川沿いのやぶでも注意しましょう。
- ◆もしクマに出会ったら次のように行動してください。
 落ち着いてその場から離れましょう。
 その際、クマに背を向けずに、クマを見ながら、ゆっくり落ち着いて後退してください。
 あわてた人の急な動作で驚いて、攻撃してくることがあるので、冷静に、あわてず、クマが立ち去ってから、その場を離れましょう。
 クマをおどろかすので、大声を出したり、走って逃げるのはやめましょう。写真をとるためフラッシュを使うのも止めましょう。
 子グマをみたら、そっと離れましょう。近くに母グマがいるかもしれません。

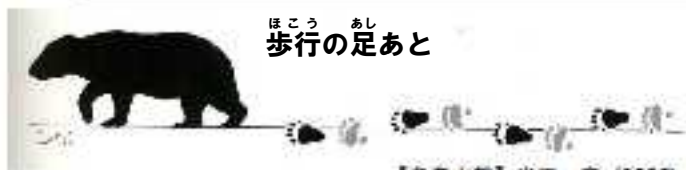


クマのフン



クマの足あと

クマを見たり、クマの足あとやフンを見つけたら、すぐにおとなにしらせましょう。



歩行の足あと



走行の足あと

【参考文献】米田一彦（1996）「山でクマに会う方法」、米田一彦（1998）「生かして防ぐ クマの害」今泉忠明（十平野めぐみ）（2004）「野生動物観察事典」

E-1 クマ出没対策本部の設置（大量出没時）

本部設置 まで	1. 本部設置までの会議等 (1) 8月に自然保護センター職員と一緒に、亀山の堅果類調査を実施。 (2) 9月上旬に県主催でツキノワグマ対策連絡会議開催。ここで堅果類調査の結果を踏まえて県から今後のクマ出没の予測が示される。 (3) 県連絡会議を受け、市ツキノワグマ出没対策連絡会を開催。 (4) クマの大量出没が予測され、クマの出没が増加傾向にある場合、対策本部を設置するまではクマ対策連絡会議を必要に応じて開催する。 ①構成員（参集範囲） 連絡会は庁内構成員のみ。対策本部設置の際は関係機関も参集対象。 本部長：副市長 副本部長：地域経済部長 本部員：行政経営部長、健福祉部長、くらし環境部長、地域づくり部長、教育委員会事務局長、消防本部消防長、地域づくり部防災防犯課長、教育委員会教育総務課長 事務局長：地域経済部農業林業振興課長 関係機関：福井県（奥越農林総合事務所林業部、自然保護センター）、大野警察署、福井県猟友会大野支部、福井県猟友会和泉支部、大野市区長連合会 ②本部設置の判断基準 ・大量出没年度と比較して出没件数が半分以上 ・市街地での出没が発生した場合 上記の両方を満たした場合は、対策本部の設置について副市長と協議する。 2. 本部設置までの被害防除に係る取り組みについて (1) 休日・時間外の対応については、農業林業振興課内で当番2名を受付担当として設置し、必要に応じて対応。 (2) 集落等へ出没情報についての連絡（区長、近隣の小中学校、保育園（こども支援課、介護施設（健康長寿課）等） (3) 山際集落等へ、イノシシ被害防止電気柵の設置期間の延長を依頼 (4) 必要に応じて、出没地域を中心に広報車による注意喚起 (5) 出没に対応するため部内職員の応援を依頼 部内の応援職員を3名/日以上確保し、現場対応等を行う
本部設置	1. 本部設置 (1) 対策会議にて本部設置を決定。 (2) 対策本部設置後、6:00～20:00の間で対応する 2. 被害防除についての取り組みについて ■地域経済部内対応の場合

	(1) 職員の体制 農業林業振興課職は 4 名/日以上、部内応援職員は 5 名/日以上確保し、平日、休日ともに 6 : 00～20 : 00 の間に対応する ※クマの出没状況によっては、上記の時間帯に限らず対応する (2) 受付体制 (2 名) 平日：農業林業振興課職員 1 名、応援職員 1 名の 2 名とし、応援職員は 6 : 00～8 : 30、17 : 15～20 : 00 の区分で配置 休日：農業林業振興課職員 1 名、応援職員 1 名の 2 名とし、8 : 30～12 : 45、12 : 30～17 : 15 の区分で配置 ※上記の時間外は宿直職員の対応とする (3) 現場体制 農業林業振興課〇名/日、応援職員〇名/日は、職場（休日は自宅）待機し、本部からの要請で対応を行う。 現場での対応は、状況に応じて段階的に増員する ■全庁体制の場合 (1) 職員の体制 平日：農業林業振興課 4 名以上/日、地域経済部応援職員 5 名以上を確保 休日の出没に対応するため、総務課へ応援要請 休日：農業林業振興課職員は 5 名/日を確保、地域経済部応援職員は 6 名/日を確保、部外応援職員は 5 名/日を確保 (2) 受付体制 (2 名) 平日：農業林業振興課職員 1 名、地域経済部応援職員 1 名の 2 名とし、応援職員は 6 : 00～8 : 30、17 : 15～20 : 00 の区分で配置 休日：農業林業振興課職員 1 名、部外応援職員 1 名の 2 名とし、8 : 30～12 : 45、12 : 30～17 : 15 の区分で配置 ※上記時間外は宿直職員の対応とする (3) 現場体制 農業林業振興課〇名、部内応援職員〇名、部外応援職員〇名は、職場（休日は自宅）待機し、本部からの要請で対応を行う。 現場での対応は、状況に応じて段階的に増員する (4) クマ出没時および捕獲時の初動体制の強化のため、実施隊員（猟友会）2 名の待機及び常駐 (5) 市ホームページによるクマ出没注意喚起
大量出没が終息し始めたら	① 応援体制の解除 ② 夜間広報の規模縮小（出没のあった場合のみ実施） ③ 早朝・夜間・休日の本部待機を解除 ④ 農業林業振興課内で必要に応じて対応。 ⑤ 部解散の時期については本部長と協議する。

F-1 実施隊員（猟友会員）の常駐

出没情報の通報を受けてから捕獲隊が現地に到着するまでの時間を短縮するために、実施隊員（猟友会員）を常駐し、出没情報に対して迅速に対応できるようにする。

1. 実施隊員（猟友会員）

（１）クマの出没件数の増加と初動体制の強化として実施隊員（猟友会員）のうち２名が常駐する

（２）銃器を所持しての出勤

- ①私用車公務使用の許可申請により対応する。－公用車では不特定多数の人が乗るため、猟銃管理上安全の確保が困難
- ②私用者の燃料費は旅費として支払う。よって出張伺いを必ず作成すること。
- ③出勤報酬：出勤した場合は８，０００円／日、待機（出勤なし）の場合は４，０００円／日とする。よって出勤記録を必ず作成すること。

2. 主な取組内容

（１）出没情報を基に痕跡確認

主な痕跡：足跡、爪跡、食害跡、糞、クマ棚（枝折り）等

（２）捕獲檻の設置補助

①捕獲檻保管場所から捕獲檻を設置場所まで運搬

捕獲檻保管場所：上庄堆肥センター

（３）設置後の巡回（捕獲確認）

①捕獲檻の捕獲状況確認（巡回）－檻設置者が１日１回以上見回るが、市でも巡回を行う（夏場にドラム缶檻内で死亡するケースがあったため）。

（４）捕獲後の処理

①放獣処理の場合

- ・必ず捕獲隊員と一緒に放獣を行う。
- ・放獣作業の写真を必ず撮影する。

②捕殺処理の場合

- ・捕殺個体の処分は分解処理施設または焼却、埋設処分とする。
- ・焼却処分の際に解体を要する場合は、解体作業を補助する。

ツキノワグマの捕獲に関する取扱い指針

福井県エネルギー環境部自然環境課
福井県農林水産部中山間農業・畜産課

ツキノワグマ（以下、「クマ」という）の地域個体群の安定的な維持を図りつつ人との軋轢を軽減させる有害捕獲^{※1}および個体数調整^{※2}について、福井県第13次鳥獣保護管理事業計画（令和4年3月29日福井県告示第107号）、福井県第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）（令和7年3月策定、以下、「特定計画」という）および福井県有害鳥獣捕獲実施要綱（令和6年9月4日改正）に定めるもののほか、この指針で定めるものとする。

※1 鳥獣の管理を目的とする捕獲等のうち、野生鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止および軽減を目的とした捕獲

※2 鳥獣の管理を目的とする捕獲等のうち、第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とした捕獲

（１）有害捕獲

ア 考え方

- ・人の生活圏（市街地、集落、農耕地等）での出没（目撃・痕跡）等、人に危害が及ぶ場合またはその可能性がある場合は、人命を最優先とした有害捕獲を迅速に実施するものとする。
- ・クマによる農林水産業等の被害が発生している場合または発生が予想される場合は、適切な防除対策により被害を軽減または防止することが可能であることから、有害捕獲は行わない^{※3}。

※3 クマの有害捕獲については、人または家畜に危害を及ぼすおそれのあるときに限り、市町長に許可権限が委譲されている。

イ 方法等

- ・わな猟（「はこわな」に限る）および銃猟による。
- ・「はこわな」は原則、ドラム缶製もしくはパンチングメタル製とする。
- ・「はこわな」は、設置前に必ず損傷や劣化がないことを確認すること。
- ・人身被害を誘発しないよう「はこわな」の設置場所には十分留意し、集落住民等へ周知すること。
- ・「はこわな」の設置後は、毎日捕獲の有無を確認すること。
- ・「はこわな」での捕獲の有無の確認には、通信型センサーカメラを積極的に利用し、捕獲従事者の安全確保と捕獲の効率化を図ること。

ウ 実施体制

- ・原則として、市町が編成する有害鳥獣捕獲隊および鳥獣被害対策実施隊（以下、捕獲隊という）を捕獲従事者とする。
- ・市町は、捕獲隊の中からクマの捕獲経験や技術を有する者を把握するとともに、従事者が不足する場合には、近隣市町と連携し従事者確保に努めること。
- ・捕獲に際し、捕獲許可申請の手続きをはじめ県や警察との連携、地元住民等への情報提供等について、速やかに対応できる体制を整備する。

エ 捕獲個体の処置

- ・人の生活圏で捕獲した個体は原則、捕殺する。ただし、秋季に堅果類等の餌資源不足により大量出沒が発生した際には、コア生息地に棲む個体が一時的に行動圏を拡大させた可能性も考慮し、クマの地域個体群の安定的な維持の観点から、年間の捕獲目標数^{※4}を上回る場合は、放獣に努めるものとする。

※4 特定計画で定めた年間捕獲目標 嶺北地域 160 頭、嶺南地域 50 頭

- ・捕殺を行った場合は、埋設、焼却、分解処理、自家消費等の方法により許可内容に基づき適正に処分すること。
- ・捕獲結果は法に基づく結果報告を行うとともに、「ツキノワグマ出沒情報収集配信システム」に必要事項を登録すること。
- ・必要に応じてモニタリングや普及啓発のための資料として活用する。

オ 放獣に関する留意事項

- ・クマの放獣作業は危険が伴うため、原則として麻酔薬等の投与による個体の不動化が可能な場合など、安全に放獣作業が実施可能な体制のもと、次項に留意して実施することとする。
- ・人の生活圏周辺において捕獲された場合など、その場で放獣することが適当でない場合は、コア生息地等の適切な場所へ移動させて放獣（移動放獣）することとする。
- ・移動放獣は原則同一市町内で行うこととする。
- ・移動放獣を行う場合は、事故防止の観点から、原則、麻酔をかけ、可能な限り耳標等により捕獲済認証を施し、クマの性別、体長や体重の計測および撮影を行い、放獣場所に運搬する。また、放獣場所で麻酔が完全に覚めたことを確認し、唐辛子スプレーや爆竹等により嫌悪条件付けを行ってから放獣することとする。その際、周辺の安全確認を十分行い、事故防止に努める。

（２）個体数調整捕獲

個体数調整捕獲は、①管理強化区域での捕獲と②春季銃猟に区分して、事業の目標や実施区域、捕獲頭数、期間、捕獲方法等を盛り込んだ「市町捕獲計画」※5に基づき計画的な捕獲を実施する。

※5 特定計画に基づき、クマの個体数調整捕獲を目的として各市町が定める計画。鳥獣被害防止特措法に基づく「鳥獣被害防止計画」とは異なる。

ア 考え方

①管理強化区域での捕獲

- ・人の生活圏に接する緩衝地域の山林内（山際から概ね200mの山林内）のうち、地域の出没状況等から人の生活圏への出没を未然に防止するための捕獲が必要と考えられる区域を、市町が管理強化区域として設定し、市町捕獲計画に基づき、個体数密度を減らすための計画的な捕獲を実施する。
- ・管理強化区域を設定する際は、既存の出没情報（目撃、痕跡、人身被害）をもとに軋轢が高まっている地域を確認し、出没抑制対策の実施状況、地形、路網等の状況を考慮して、捕獲の効果が見込まれる区域を選定する。
- ・捕獲事業前後で事業区に隣接する集落への出没件数や捕獲効率の変化、センサーカメラによる撮影効率の変化等をモニタリングし、単年度単位で事業効果を評価することとする。

②春季銃猟

- ・春季（3月から5月中旬までの残雪期）に、緩衝地域において銃を用いた捕獲を行い、人への警戒心を高め、クマによる人の生活圏への出没の抑制を目的に実施する。
- ・春季銃猟は、組織だった高度な狩猟技術等が必要となるため、技術や知見が継承されている奥越地域（大野市・勝山市）に限るものとし、「市町捕獲計画」で定めた実施区域内で実施する。
- ・目視による生息状況調査（出猟カレンダー調査）を併せて実施し、個体数推定に活用可能な目撃効率（SPUE）および捕獲効率（CPUE）のデータを収集する。

イ 方法等

①管理強化区域での捕獲

- ・わな猟（「はこわな」に限る）によることとし、銃の使用は止めさしに限る。
- ・使用する「はこわな」は、ドラム缶製、パンチングメタル製のほか、鉄骨製（通称、田中式）も可能とする。
- ・田中式「はこわな」を使用する場合は、製品の用途や仕様にクマの捕獲が明記され十分な強度を有するものに限定し、既存のニホンジカやイノシシ捕獲用の「はこわな」の流用は認めない。
- ・「はこわな」は、設置前に必ず損傷や劣化がないことを確認すること。
- ・人身被害を誘発しないよう「はこわな」の設置場所には十分留意し、集落住民等へ周知すること。
- ・「はこわな」の設置後は、毎日捕獲の有無を確認すること。
- ・「はこわな」での捕獲の有無の確認には、通信型センサーカメラを積極的に利用し、捕獲従事者の安全確保と捕獲の効率化を図ること。

②春季銃猟

- ・銃猟（ライフル銃もしくは散弾銃を使用）によることとし、単独猟は認めない。
- ・捕獲の効率化と安全確保の観点から、捕獲対象の搜索や捕獲個体の死亡確認の際には、ドローンの使用を推奨する。
- ・クマ以外の鳥獣の捕獲は認めない。

ウ 実施体制

- ・原則として、市町がクマの捕獲技能や実績を有する捕獲事業者への委託もしくは従事者の雇用により実施することとする。
- ・捕獲事業者や従事者は、安全管理や技術向上のための県等が開催する研修を年1回程度受講すること。
- ・捕獲事業に伴う損害を補償するため、事業実施主体である市町が、市町および捕獲事業者、捕獲従事者をカバーした保険に加入することを推奨する。
- ・個体数調整捕獲は鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊の活動に該当しないことに留意する。

エ 捕獲個体の処置

- ・原則として、捕殺する。
- ・捕殺を行った場合は、埋設、焼却、分解処理、自家消費等の方法により市町捕獲計画や許可内容に基づき適正に処分すること。
- ・捕獲結果は法に基づく結果報告を行うとともに、「ツキノワグマ出没情報収集配信システム」に必要事項を登録すること。
- ・必要に応じてモニタリングや普及啓発のための資料として活用する。
- ・はこわなで錯誤捕獲により捕獲したイノシシ、ニホンジカ等の鳥獣については、市町における捕獲報奨金など、有害獣捕獲事業その他事業における捕獲実績として一切使用してはならない。

H16. 10. 7作成
H17. 4. 1一部修正
H17. 5. 31一部修正
H18. 4. 1一部修正
H22. 4. 1一部修正
H23. 4. 1一部修正
H26. 4. 1一部修正
H28. 9. 14 一部修正
H29. 4. 1一部修正
R01. 10. 1一部修正
R04. 4. 1 修正
R06. 4. 1 修正
R07. 5. 1 修正

大野市クマ出没対策本部設置要領

(設置)

第1条 ツキノワグマによる人身被害等が発生する危険性が高い場合に、関係機関及び団体と連携し、各種対策を的確に推進して被害を未然に防ぐため、大野市クマ出没対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(任務)

第2条 本部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 住民の安全確保及び避難誘導に関すること。
- (2) 住民への出没に関する情報提供及び出没地区への注意喚起に関すること。
- (3) 出没現場周辺の警戒及び捜索に関すること。
- (4) 関係機関等との連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 本部は、別表第1の構成員をもって構成する。

- 2 本部長は副市長、副本部長は地域経済部長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部を統括し、会議の議長となる。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(本部の設置及び解散)

第4条 本部長は市長の命を受け、本部を設置し、又は解散する。

(会議)

第5条 会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認められるときは、別表第2に定める協力関係の代表を会議に出席させ、意見または説明を求めることができるものとする。

(事務局)

第6条 本部の事務は、地域経済部農業林業振興課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、その都度協議して定める。

附則

この要領は、平成18年10月2日から施行する。

附則

この要領は、平成22年9月16日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

役 職 名	職 名
本 部 長	副市長
副 本 部 長	地域経済部長
本 部 員	行政経営部長
	健福祉部長
	くらし環境部長
	地域づくり部長
	教育委員会事務局長
	消防本部消防長
	地域づくり部防災防犯課長
	教育委員会教育総務課長

別表第２（第５条関係）

機 関 名
福井県 大野警察署 福井県猟友会大野支部 福井県猟友会和泉支部 大野市区長連合会

令和7年度のクマ対策の強化について

- 福井県第二種特定鳥獣管理計画(ツキノワグマ)の概要
- 交付金を活用して実施可能な市町のクマ対策
- 県によるクマ対策の強化

年度	～R4	R5	R6	R7
出没状況	R1, 2大量出没	東北で過去最多の大量出没・人身被害	県内の夏の出没過去最多	
国	- ガイドライン改定(R3) 個体群の長期にわたる安定的な維持のため、捕獲上限割合を定め、捕獲上限数以下に総捕獲数を抑え、個体数を維持または回復させる - クマ対策モデル事業(R4～6)	- クマ緊急出没対応事業 - 被害防止に向けた総合的な方針	- 指定管理鳥獣への指定 - 鳥獣法改正検討開始 - 交付金拡充(クマ追加) - ガイドライン補足資料 個体群の安定的な維持及び人との軋轢軽減を図ることができる個体数に管理する	- 交付金拡充(市町村間接交付) - ガイドライン・出没対応マニュアル改定 - 改正鳥獣法施行
県	第3期保護計画(R4～8) - 出没情報収集配信システム(H28～) - 誘引樹木伐採補助金(R3～) - 出没対応訓練(R4～)		廃止 管理計画策定	管理計画(R7～8) - 指定管理鳥獣捕獲等事業 - 市町クマ総合対策への支援 - 捕獲アドバイザー派遣 - 出没情報収集配信システムの防災アプリ連携

1 目的

近年、ツキノワグマ(以下、クマ)の生息範囲が人の生活圏に近づいており、全国で人身被害が多発していることから、国は令和6年4月にクマを指定管理鳥獣に指定し、 集中的かつ広域的管理を図ることとした。 本県においても、現行の保護計画を管理計画に改定し、捕獲目標数を定めた計画的な捕獲や集落への侵入を防ぐ防除対策などを進めることにより、恒常的な人とクマとの軋轢軽減を図っていく。

2 計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年間)
※終期は、上位計画の第13次鳥獣保護管理事業計画の終了期間まで

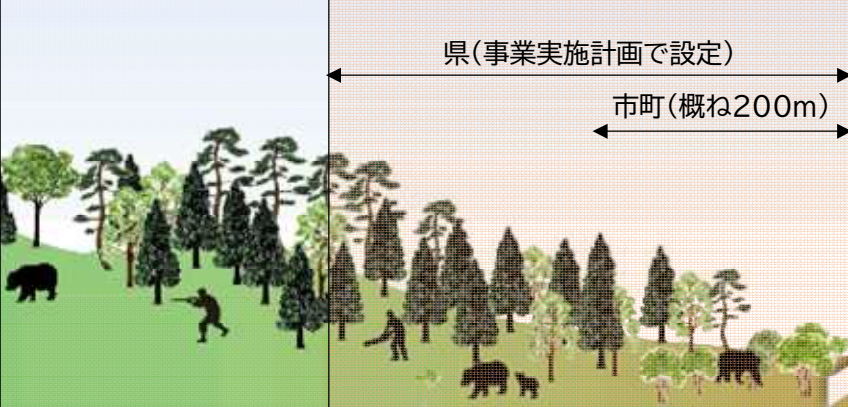
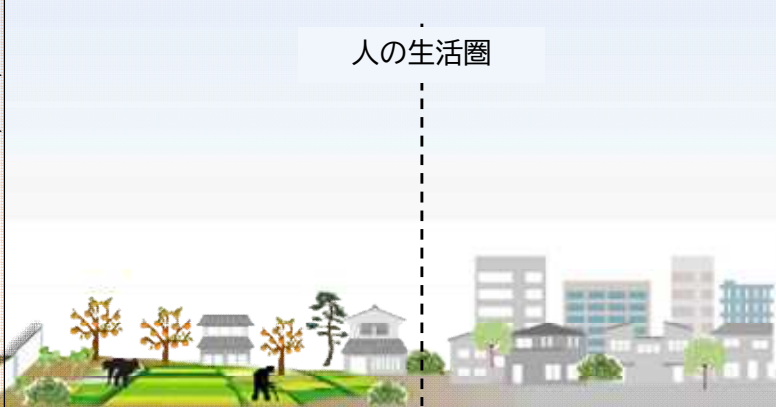
3 年間捕獲数

国のガイドラインの改定に伴い、「上限」から「目標」に見直す。

地域	年間捕獲数	
	現行の保護計画:捕獲上限数 (推定個体数【R元調査】×捕獲割合)	新たな管理計画:捕獲目標数 (推定個体数【R6調査】×捕獲割合※)
嶺北	120頭(800頭×15%)	160頭(904頭×18%)【+40頭】
嶺南	36頭(240頭×15%)	50頭(313頭×15%)【+14頭】
合計	156頭	210頭 【+54頭】

※令和元年度～6年度の捕獲割合の実績(平均値 嶺北15%、嶺南12%)に人との軋轢軽減を目的として3%を上乗せ

4 管理計画におけるゾーン区分

ゾーン区分		コア生息地(鳥獣保護区等)	緩衝地域(人の生活圏とコア生息地との間の地域)		防除地域 (農耕地等)	排除地域 (市街地・集落)
			管理強化区域		人の生活圏	
			県(事業実施計画で設定) 市町(概ね200m)			
ゾーニング管理						
	個体群管理		新 個体数を減らすための計画的な捕獲【はこわな猟】 県・市町が実施		・出没個体の対処的な捕獲【はこわな猟・銃猟】 市町が実施	
	被害防除	・人工林の樹皮剥ぎを防止するため、テープ巻き等の防除対策を支援		新 人への警戒心を高めるための捕獲【春季(3～5月)銃猟】 市町(奥越地区)が実施 新 狩猟[猟期(11/15-2/15)銃猟](嶺南での自粛を要請しない) 一般の狩猟登録者が実施		・集落内への侵入を防止するため、誘引物除去(果樹等の伐採・適切な管理)、柵の設置等を支援
	生息環境管理	・生息環境を保全するため、針広混交林化を推進	・人の生活圏への侵入や定着を防止するため、藪の刈り払い等を支援			

5 その他、強化する対策

- ・「ツキノワグマ捕獲アドバイザー」を市町に派遣し、捕獲体制を強化
- ・ドローンや通信型センサーカメラ等のICTを活用した安全で効率的な捕獲技術の普及
- ・防災アプリ等、プッシュ通知が可能な媒体を活用し、クマの出没情報を住民に周知

令和7年度指定管理鳥獣対策事業交付金 クマ類総合対策事業 交付対象メニュー（案）

交付対象メニュー	内 容	交付対象 事業者	間接交付 対象者	交付割合
①計画策定・調査等事業	- 特定鳥獣保護・管理計画又は指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画並びに広域的な保護・管理の方針の策定等。 - 上記計画策定に必要な生息・目撃・被害状況等の調査及び捕獲情報の収集等及び事業評価の実施。	都道府県 協議会	-	- 事業費5,000千円を上限とする定額（都道府県） - 事業費10,000千円を上限とする定額（協議会） - ただし、いずれも定額を超える事業費分は1／2以内 - 交付上限額は12,500千円（都道府県。ただし、北海道においては事業費が特別にかかる認められる場合に限り、事業費20,000千円を上限とする定額、交付上限額25,000千円。）、15,000千円（協議会）
②捕獲等事業	- 捕獲及び捕獲に付随する事項の実施。 - 捕獲個体の搬出・処分の実施。	都道府県	市町村	- 事業費の1／2以内（都道府県） - 事業費の1／2以内（市町村） （国1／2以内、都道府県1／4以上）
③出没防止対策事業	市街地・集落等の周辺における放任果樹等の誘引物の除去、緩衝帯の整備、侵入防止柵の整備、追い払い、学習放獣、見回り、学習会の開催、普及啓発の実施。	都道府県	市町村	- 事業費の1／2以内（都道府県） - 事業費の1／2以内（市町村） （国1／2以内、都道府県1／4以上）
④出没時の体制構築事業	- 市街地・集落等への出没を想定した研修・訓練、出没対応マニュアルの作成。 - ICT等を活用した出没情報の収集・提供の実施。	都道府県	市町村	- 事業費の1／2以内（都道府県） - 事業費の1／2以内（市町村） （国1／2以内、都道府県1／4以上）
⑤クマ類の保護・管理に係る専門人材の育成	<都道府県> - クマ類の保護・管理を担う都道府県・市町村担当職員の専門知識の向上、認定鳥獣捕獲等事業者、捕獲技術者の技術向上・育成に向けた必要な取組の実施。 <協議会> - 保護管理ユニットをベースにした広域的な保護・管理に向けた研修会の開催等、技術向上・育成に向けた必要な取組の実施。	都道府県 協議会	-	- 事業費2,000千円を上限とする定額 - ただし、定額を超える事業費分は1／2以内

特定計画に基づき
市町が行うクマ対策
に交付金の活用が
可能に(R7～)

○第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整(個体数調整)

- ・ 県許可により、市町が「個体数調整捕獲」を実施
- ・ 個体数調整捕獲は「管理強化区域での捕獲」と「春季銃猟」に区分して実施
- ・ 許可の基準や詳細な手続きについては、別途定める「第13次鳥獣保護管理事業計画」および「ツキノワグマの捕獲に関する取り扱い指針」に基づき実施

○管理強化区域での捕獲と春季銃猟

捕獲区分	ゾーン区分	目的	許可条件・実施手続き	猟法
管理強化区域での捕獲	緩衝地域の一部 (集落・農耕地等から概ね200mの範囲内で市町が管理強化区域を設定)	人の生活圏周辺への出没防止を目的とした個体数密度低減	・ 「市町捕獲計画」を策定し、県に捕獲許可申請 ・ 被害防止対策(数値目標設定と実績)は必須事項 ・ 捕獲事業前後で事業区に隣接する集落への出没件数や捕獲効率の変化をモニタリングし、単年度単位で事業効果を評価	はこわな・銃 (銃の使用は止めさしに限る)
春季銃猟	緩衝地域の一部 (奥越地域に限る)	人の生活圏周辺への出没防止を目的とした個体数密度低減 銃猟による人への警戒心の向上	・ 春季(3～5月)に限る ・ 「市町捕獲計画」を策定し、県に捕獲許可申請 ・ 出猟カレンダー調査によるCPUE・SPUEの収集	銃

〇個体数調整で使用可能なわな

第13次鳥獣保護管理計画

はこわなの形状については、やむを得ない場合を除き、人身事故防止および鳥獣保護の観点からドラム缶製はこわなとする。



第13次鳥獣保護管理計画(変更)R7～

はこわなの形状については、人身事故防止の観点から捕獲従事者等の安全が確保される形状のものに限る(ただし、捕獲個体を放獣する場合は、捕獲後に捕獲個体を傷つけるおそれのない形状に限る)

はこわなの種類			 
	ドラム缶製 はこわな	パンチングメタル	田中式 はこわな
メリット	- 捕獲個体の爪や歯が引っかからない(個体損傷なし) - クマが暴れにくい ⇒破損・人身被害のリスクが低い		- 内部が見やすい - 通気性が良い - 比較的警戒されにくい
デメリット	- 内部が見にくい - 通気性が悪く、高温になりやすい - クマに警戒される場合がある		- 捕獲個体の爪や歯が引っかかる(個体損傷あり) - 見通しがよくクマが暴れる ⇒破損・人身被害のリスクが比較的高い

○出没抑制対策の強化

交付金を活用し住民の負担を減らしながら誘引樹木の伐採等の対策を実施可能

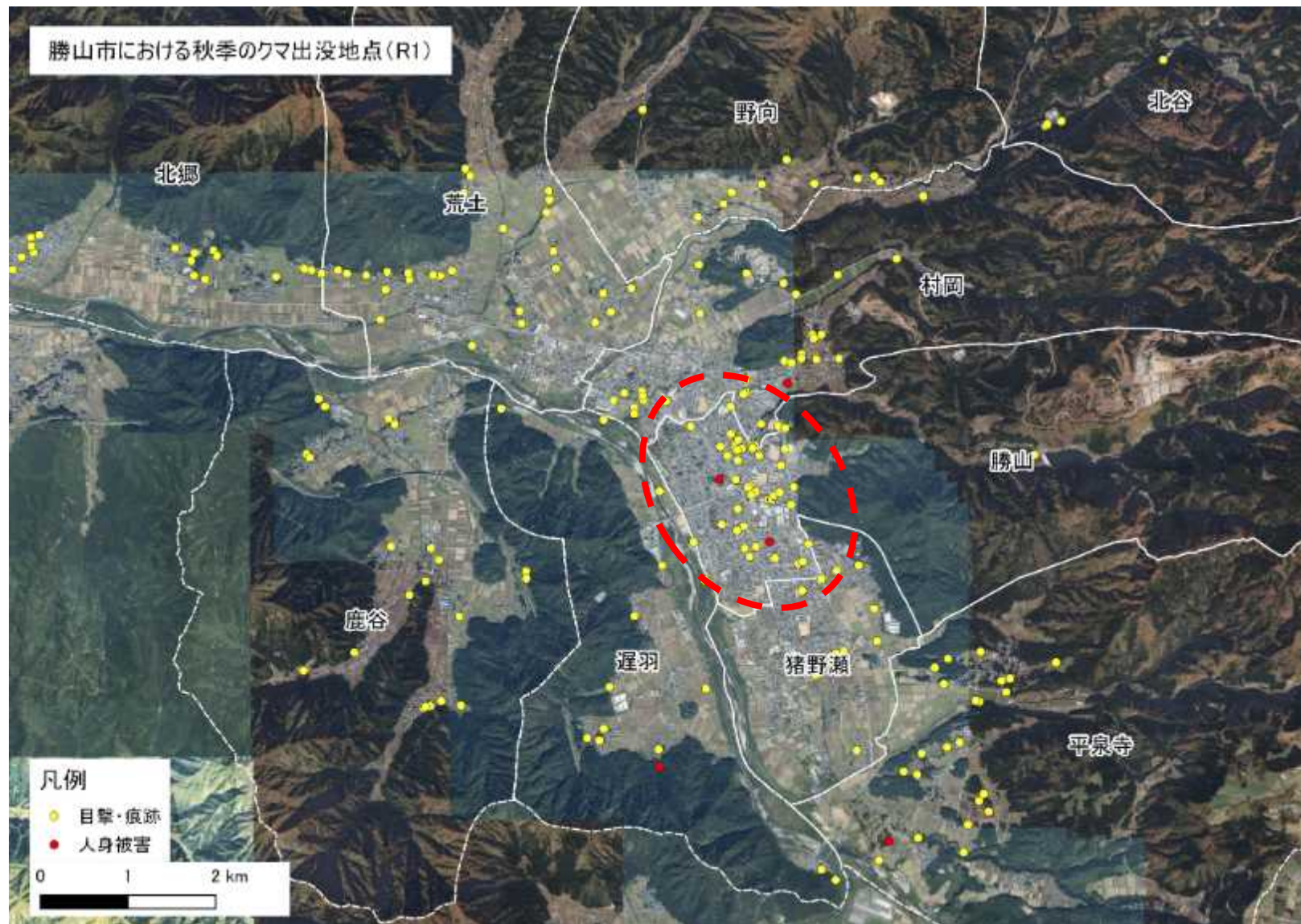
○誘引樹木伐採の成果

【勝山市の事例】

※R2年度から市単独事業として実施

R1秋・冬(9～3月)の出没数
勝山市:214件/嶺北:542件

中心市街地で多くの出没・人身被害発生



○出没抑制対策の強化

交付金を活用し住民の負担を減らしながら誘引樹木の伐採等の対策を実施可能

○誘引樹木伐採の成果

【勝山市の事例】

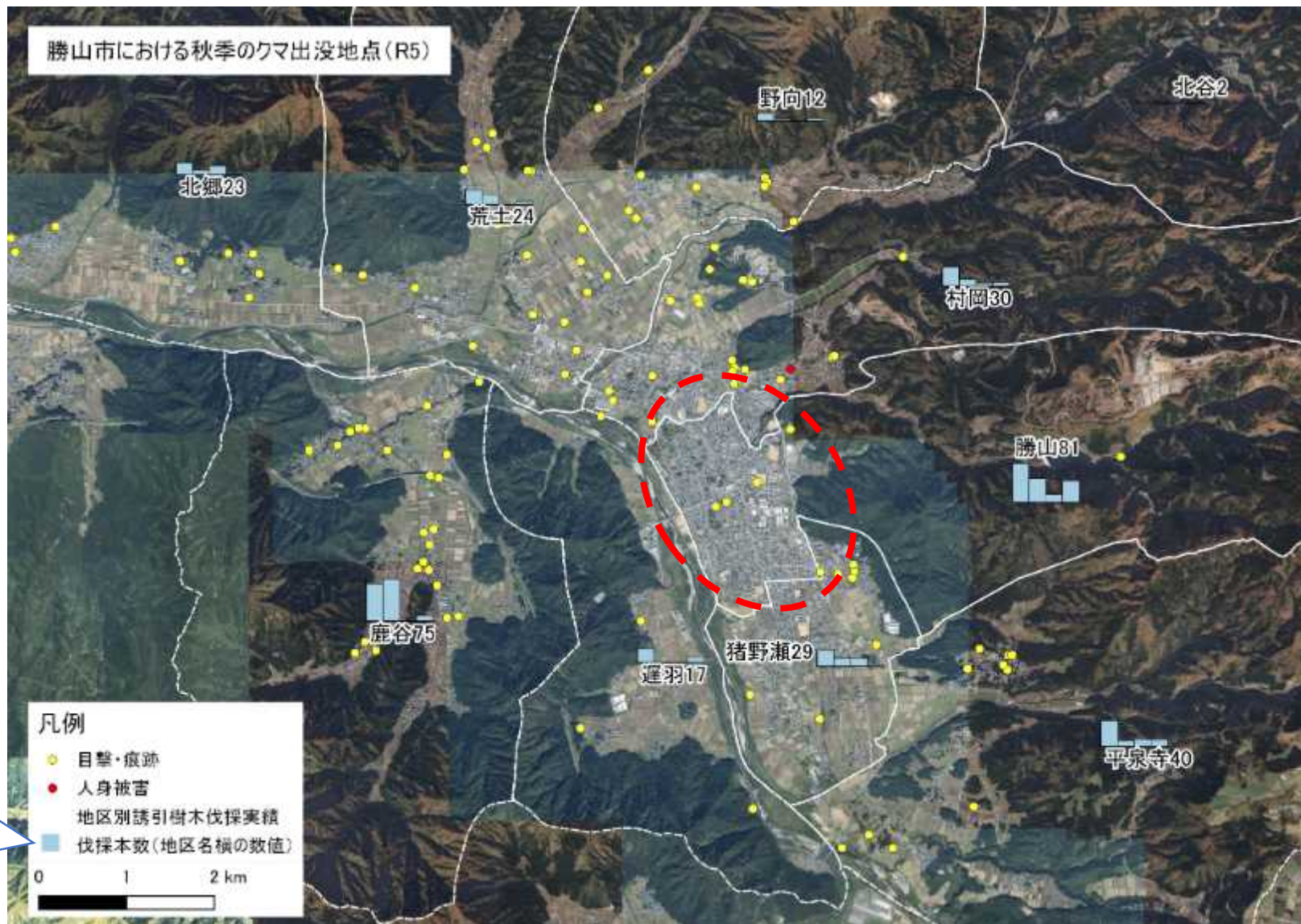
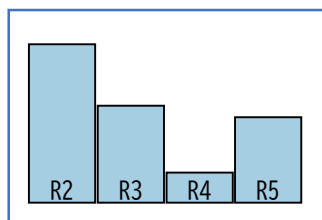
※R2年度から市単独事業として実施

R2～5伐採本数:333本



R5秋・冬(9～3月)の出没数
勝山市:129件/嶺北:474件

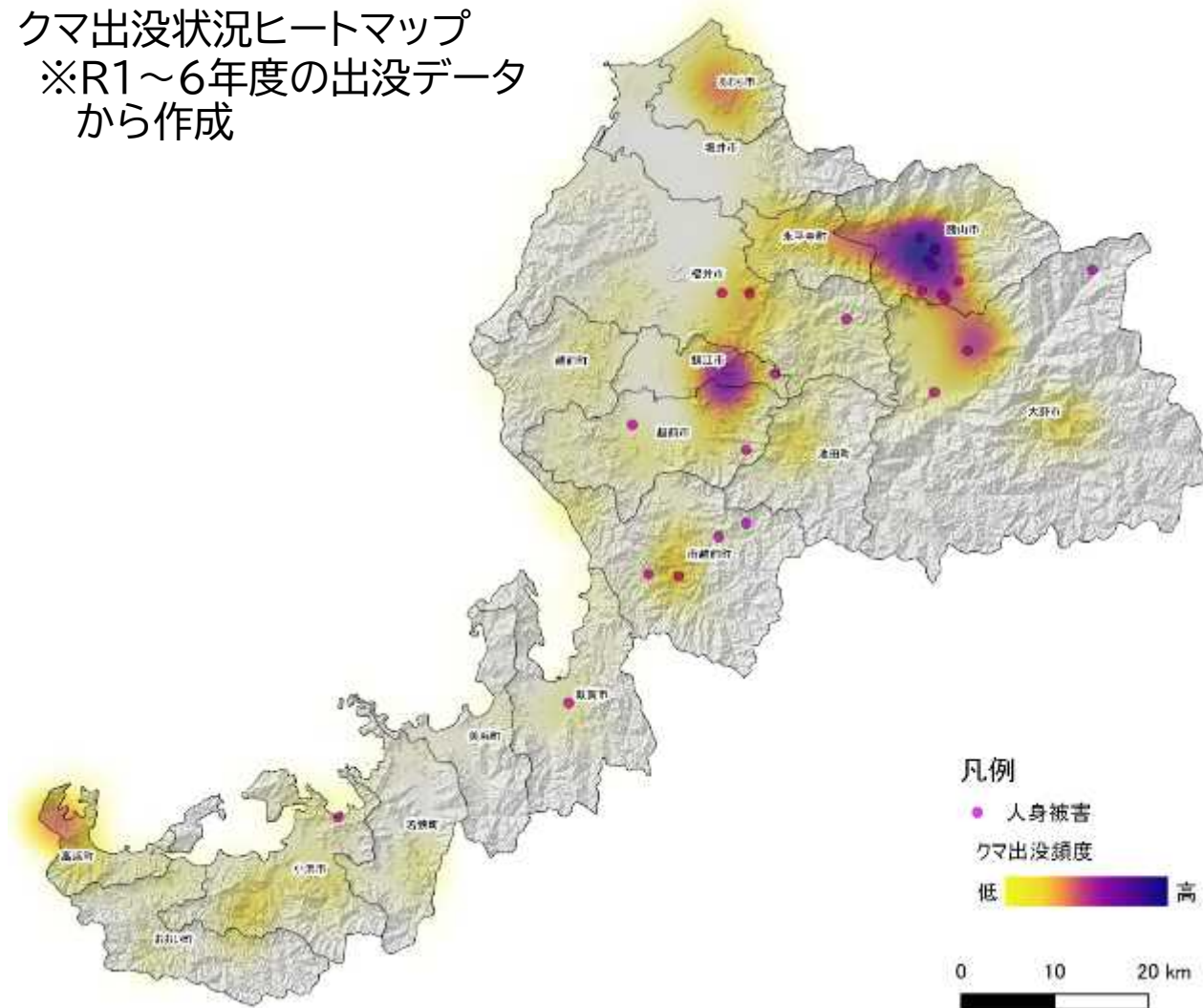
伐採前のR1と比較すると、伐採本数の多い中心市街地での出没数が激減



○指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

- 県が策定する「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」で定めた事業実施区域(管理強化区域)において、個体数密度を減らすための計画的な捕獲を行う。
- 管理強化区域の設定にあたっては、県全域のクマの生息状況や出没・人身被害状況を踏まえ、市町による捕獲や出没抑制対策の実施状況を考慮する。
⇒ 令和7年度は勝山市に管理強化区域を設け事業実施
- 毎年度、事業終了後に学識経験者等を構成員とするクマ管理計画ワーキンググループにおいて事業実績の分析・評価を行い、次年度の実施計画に反映させる。

クマ出没状況ヒートマップ
※R1～6年度の出没データから作成



緊急銃猟ガイドライン（簡易版）

緊急銃猟ガイドライン
付録資料 3



本資料は、**主な緊急銃猟の手順を簡潔に説明する資料**です。

※詳細は緊急銃猟ガイドライン（令和7年7月、環境省作成）を参照して下さい。本資料中の「詳細：P●」はガイドラインの該当頁です。

※本資料では、都道府県知事への応援等、必要に応じ行う手順は紹介していません。こうした手続は上記ガイドラインを参照して下さい。

緊急銃猟とは

どのような時	鳥獣保護管理法に定める4つの条件全てを満たした場合に可能
どこで	人の日常生活圏であって安全確保が可能な場所 ※主にクマ等が建物に侵入している場合や農地や河川敷での実施が想定される。
誰が	実施の判断や安全確保を含め、市町村が行う そのうち、銃猟の実施行為は市町村職員以外の者への委託が可能。 ※発砲タイミング等は委託の範囲において銃猟の実施行為を担う者が判断。その場合の責任も市町村が負う。
何を用いて	主にライフル銃、特定ライフル銃（サボットスラッグ弾使用）、散弾銃（スラッグ弾使用）及び麻酔銃
何を対象に	ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ（イノシシは基本的に成獣に限る）
どうする	人に弾丸が当たらないよう安全確保をした上で銃猟が可能 ※許可申請は不要

緊急銃猟で可能となること（例）

人の日常生活圏における下記の銃猟

- ・安全確保が可能な場所（農地や河川敷等）での銃猟
- ・クマが建物に侵入した場合の銃猟
- ・夜間での銃猟

※緊急銃猟の条件を満たさない以下のような場合には、緊急銃猟は行えません。

- ・人の日常生活圏ではない場所である場合
- ・人に銃弾が当たる恐れがある場合（例えば、人の往来が激しい中心街や住宅地では、建物に侵入している場合等でない限り、安全確保が困難である場合が多いと考えられます。）
- ・逸走したクマ等の追跡時にクマ等に会った場合の自衛のための銃猟等（安全確保を含め、緊急銃猟の手順を行う時間的な猶予がないため、緊急銃猟は行えません。）

緊急銃猟を実施する際の流れ ※詳細：P8



凡例： 鳥獣被害管理マニュアル その他の手続

緊急銃猟を行うため、事前に準備しておくこと



迅速かつ円滑に、安全を確保しながら的確に緊急銃猟を実施するためには、**事前の準備が必須**と言っても過言ではないほど重要です。緊急銃猟を行う可能性がある市町村は、**平時から準備**を行うことが**推奨**されます。

対応マニュアルの作成 ※詳細：P10

- ・対応体制、関係者リスト、連絡網、対応フロー等の情報をマニュアルとしてまとめます。

必要な人員・関係者の協力体制の確保 ※詳細：P12

- ・必要な役割を把握した上で、市町村内で必要な人員の確保、警察や都道府県、近隣市町村との協力体制の確保を行います。（必要な役割は右記表参照）
- ・緊急銃猟の権限は市町村長にあるため、必要に応じ、**担当者に権限を委任**します。
- ・緊急銃猟を実施可能な能力を有する捕獲者を特定しておきます。
※緊急銃猟を実施する者の要件はガイドラインP15参照。
- ・関係者についてはリスト化するとともに連絡網も作成します。

机上及び実地訓練・研修等の実施 ※詳細：P19

- ・実際にクマ等の出没対応にあたることが想定される関係者により、机上及び実地訓練を行います。

備品の確保 ※詳細：P24

- ・ヘルメット、盾、クマ撃退スプレー、連絡手段（無線機等）等の装備を配備するよう努めます。

保険の加入 ※詳細：P27

- ・物損や人身事故に備え、あらかじめ**保険に加入**することが推奨されます。

※対応マニュアルの作成、訓練の実施、備品の購入、保険料については、**環境省の指定管理鳥獣対策事業交付金及び特別交付税措置の支援対象**となっています。

役割	想定される対応者	内容
捕獲者	捕獲の技術を有する者	実際に緊急銃猟を実施する者（射手）。命中したとしても動きが止まらない可能性を想定し、複数名の射手がいることが好ましい。
捕獲者をサポートする者	捕獲の技術を有する者	射手とともに行動し、現場でサポートを行う。
緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の市町村職員への指示または市町村以外の者への委託を行う者	市町村職員	緊急銃猟の実施のために必要な判断、現場指揮を行う。また、射手とともに危険鳥獣の動きを追い、 緊急銃猟を市町村職員に指示または市町村以外の者に委託を行う。
通行制限を行う者	市町村職員	道路等において、通行制限を行う。
住民への避難を呼びかける者	市町村職員	付近の住民へ避難を呼びかける。 ※「広報を行う者」と異なり、現場に臨場し、現場で住民への避難を呼びかける想定。
緊急銃猟の様子を記録する者	市町村職員	緊急銃猟の様子をビデオカメラ等で撮影して記録する。※捕獲者の了承を得ている場合のみ実施。
場所の管理者・地権者との調整を行う者	市町村職員	緊急銃猟や土地の立入の際に、場所の管理者・地権者（土地の立入を行う場合）と調整を行う。
広報を行う者	市町村職員	HPでの広報や、広報車での呼びかけを行う。 ※「住民への避難をよびかける者」と異なり、方法によっては、庁舎にいる職員により対応可能
原状回復を行う者	市町村職員	捕獲個体の処分を含む原状回復を行う。

○出沒対応訓練の開催

- ・クマが市街地に出沒し緊急的な捕獲が必要となった場合に、法令順守のもと安全に迅速な対応ができるよう、県、市町、警察、有害鳥獣捕獲隊の役割、連携体制、現場の動きを確認する。
- ・鳥獣保護管理法の改正(参考資料)に対応し、市町による緊急銃猟を訓練の内容に位置づける。

開催実績

年度	回	会場市町	開催日	開催場所(机上訓練・実地訓練)
R4	第1回	小浜市	8/31	嶺南教育事務所・若狭の里公園
	第2回	勝山市	9/16	勝山市教育会館・教育会館周辺
	第3回	福井市	9/21	県立図書館・県立図書館園庭
R5	第4回	坂井市・あわら市	7/26	坂井市役所交流ホール・竹田川河川敷
	第5回	鯖江市	9/4	鯖江市文化センター・中河排水機場
R6	第6回	越前市	8/9	越前市生涯学習センター・吉野瀬川河川敷
	第7回	高浜町	9/19	高浜町青郷公民館・関屋川堤防
	第8回	永平寺町・坂井市	10/16	ふくい林業研修センター・県総合グリーンセンター周辺

○出沒対応訓練の開催

訓練の内容

(1)座学(9時～10時)

- ・市街地出沒対応における基本事項の確認
- ・市街地での発砲の関係法令と安全確保について
- ・過去の市街地出沒の対応事例の紹介と課題について

(2)机上訓練(10時～12時)

班ごとに想定事例の①～④への対応を話し合い、班間で発表

- ①通報から関係者集合(連絡方法と内容、地域住民等への周知等)
- ②クマの搜索(搜索手段、連絡方法、人員配置等)
- ③クマとの対峙(包囲、追い出し、追い払い方法、はこわな設置等)
- ④銃の発砲による捕獲(住民の安全確保、人員配置、矢先の確認等)

(3)実地訓練(13時～16時)

想定事例の現場における人員の配置や動き方、必要な装備、安全対策に主眼を置いて技術的なポイントを確認



今年度の訓練実施を希望する市町は、随時自然環境課へ連絡(3市町を想定)

開催市町は開催場所の手配、関係者(捕獲隊、警察署、地元)との調整についてご協力をお願いします

大野市ツキノワグマ個体数調整捕獲計画について（概要）

1 背景

- 環境省が令和6年4月にクマ類を「指定管理鳥獣」に追加指定した。
- これを受け、福井県が令和7年3月に「福井県第二種特定鳥獣害管理計画（ツキノワグマ）」を策定した。
- 大野市は、福井県第二種特定鳥獣害管理計画（ツキノワグマ）に基づき、個体数調整捕獲の実施にあたり、「大野市ツキノワグマ個体数調整捕獲計画」を策定した。

2 事業内容

① 春季銃猟（実施済：令和7年4月）

春季に緩衝地域（人の生活圏とクマのコア生息地の間の地域）において、銃を用いた捕獲を行いクマの個体数密度低減を図り人への警戒心を高め、人の生活圏周辺への出没を抑制する。

※目標捕獲頭数 10頭（実績4頭）

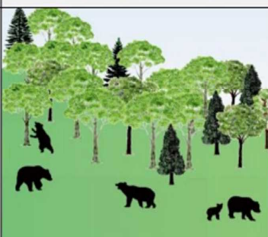
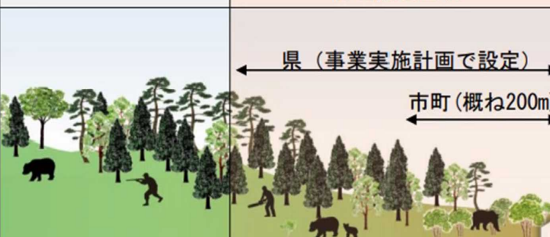
② 管理強化区域におけるわな猟（実施中：令和7年7月～11月）

人の生活圏から山側に200m程度の範囲を管理強化区域と定め、ドラム缶製はこわなによる捕獲を実施し、市街地への出没を抑制する。

※目標捕獲頭数 5頭

③ 緩衝帯の整備（事業計画の追加予定）

人が生活する地域とクマが生息する地域の間に設けられる、藪の刈り払いを行い、見通しの良い空間を作り、クマが人里に近づきにくくする対策を講じる。

ゾーン区分		コア生息地 (鳥獣保護区等)	緩衝地域(人の生活圏とコア生息地との間の地域)		人の生活圏	
			管理強化区域		防除地域(農耕地等)	排除地域(市街地・集落)
			 ← 県(事業実施計画で設定) → ← 市町(概ね200m) →			
ゾーニング管理	個体群管理		② 新 個体数を減らすための計画的な捕獲 [はこわな猟] 県・市町が実施		・出没個体の対処的な捕獲 [はこわな猟・銃猟] 市町が実施	
	被害防除	① 新 人への警戒心を高めるための捕獲 [春季(3～5月)銃猟] 市町(奥越地区)が実施 ② 狩猟[猟期(11/15-2/15)銃猟](嶺南での自肅を要請しない) 一般の狩猟登録者が実施				
	生息環境管理	・生息環境を保全するため、針広混交林化を推進	・人の生活圏への侵入や定着を防止するため、藪の刈り払い等を支援 ③			

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 の一部を改正する法律の概要

人の日常生活圏に**クマ等**が出没した場合に、**地域住民の安全の確保の下で銃猟を可能**とする。

■ 背景

- 近年、クマ等（ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ）の人の日常生活圏への出没が増加。とりわけ令和5年度にはクマによる**人身被害の人数が過去最多**※1。

※1 件数の把握がある平成18年度以降最多（198件219人）



ツキノワグマ



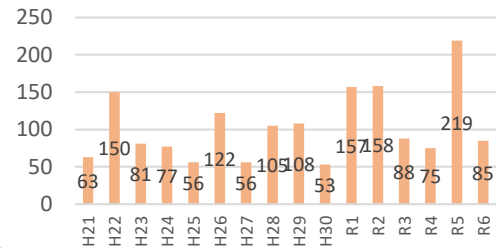
イノシシ

兵庫県森林動物研究センター提供

- 現行の鳥獣保護管理法は、**住居集合地域等**※2における**銃猟、建物・乗物・飼養動物に向かってする銃猟、夜間の銃猟を禁止**（第38条）。

※2 住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集まる場所。

- 現に危険が生じている場合、警察官職務執行法による命令や刑法の緊急避難により、応急的に銃猟を実施しているが、膠着状態にある場合において**より予防的・迅速な対応が必要**。



クマによる人身被害人数

■ 主な改正内容 クマ等の銃猟に関する制度の見直し

- 市町村長は、

- ①**危険鳥獣**（クマ等）が人の日常生活圏（住居、広場、乗物等）に侵入※3し、
- ②危険鳥獣による人の生命・身体への**危害を防止する措置が緊急に必要**で、
- ③銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり、
- ④避難等によって**地域住民等に弾丸が到達するおそれがない**場合には、

危険鳥獣の銃猟を捕獲者※4に委託して実施させることができる（**緊急銃猟**）（第38条の適用除外）。

※3 侵入するおそれ大きいことを含む。

※4 政令で定める技能要件を満たす者に限る。

- 緊急銃猟の実施にあたり、下記の関連規定を整備。

- ・地域住民の安全確保のため、必要に応じ、市町村長は**通行制限、避難指示を実施**。
- ・市町村長は、**都道府県知事に応援を要請**することができる。
- ・緊急銃猟の実施に伴う損失（物損）については、市町村長が**補償**※5。

※5 保険により対応することを想定



北海道斜里町提供

市街地に出没したヒグマ



福井県提供

建物の中庭に侵入したツキノワグマ



北海道札幌市提供

対応に当たる銃器所持者等

クマ等が人の生活圏に侵入する事態に対し、安全かつ迅速に対応することを可能に

＜施行期日＞ 公布の日から起算して**6月**を超えない範囲で政令で定める日

※上記法による制度整備に加え、国は財政支援（交付金）や技術的支援（ガイドライン策定）等を実施